

裁判外紛争 解決手続き

Q&A

近年、職場の労使トラブルが増加しています。従来の主な解決方法としての裁判は、長い時間と多額の費用を要し、当事者である経営者にも労働者にも精神的・経済的に大きな負担がかかりました。

社労士会労働紛争解決センター神奈川は、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより簡易・迅速・低費用で解決します。

取り扱う紛争の範囲は?

A 労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争を取り扱うことができます。

具体例 ・解雇 ・雇い止め ・賃金未払い
・賃金引下げ ・セクハラ ・配置転換

などを集団的労働紛争や、採用前・退職後における問題、労働者と事業主間の金銭的貸借問題等に關係する紛争は取り扱うことができません。また、「申立て人」「相手方」どちらかの住所または所在地が神奈川県内であることが必要です。

あっせんとは?

A 当事者の間に学識経験者である第三者(あっせん委員といいます)が入り、双方の主張の要点を確かめ、両者が探るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。和解が成立すると和解契約書を作成します。

手続きは非公開で、関係者のプライバシーは完全に保護されます。

取り扱う紛争の範囲は?

A 労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争を取り扱うことができます。

具体例 ・解雇 ・雇い止め ・賃金未払い
・賃金引下げ ・セクハラ ・配置転換

などを集団的労働紛争や、採用前・退職後における問題、労働者と事業主間の金銭的貸借問題等に關係する紛争は取り扱うことができません。また、「申立て人」「相手方」どちらかの住所または所在地が神奈川県内であることが必要です。

あっせんとは?

A 当事者の間に学識経験者である第三者(あっせん委員といいます)が入り、双方の主張の要点を確かめ、両者が探るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。和解が成立すると和解契約書を作成します。

手続きは非公開で、関係者のプライバシーは完全に保護されます。



あっせんを行うのは どんな人ですか?

A 国家資格である社会保険労務士の中でも、特別に研修を受け試験に合格した、紛争解決の実務経験豊富な特定社会保険労務士が公正・中立な立場であっせんを行います。



特定社会保険労務士



費用はどのくらい かかりますか?

A 申立て費用は1件につき3,000円+消費税です。申立てが受理された後、相手方が申立てに応ずる意思がないとき、またはあっせんにより和解が成立しなかった場合等であっても費用は返還されません。

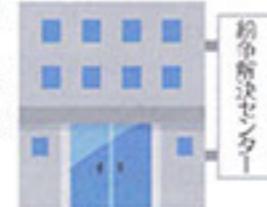
出張費用等、手続に関して費用が発生する場合は、事前に了承をいただいたうえでご負担いただく場合もあります。



解決には時間が かかりますか?

A 申立て受付後、相手方からあっせんに応ずる意思表示があった場合は、あっせん委員が期日を指定して通知します。原則として1回(1日)の手続きで紛争を解決を目指します。

申立て受付日より概ね30~50日ほどの解決を見込んでいます。



神奈川県社会保険労務士会労務相談室 にご相談ください

☎ 045-650-5740

労務相談室

- 相談日 毎週火・木曜日(祝日・12月28日～1月4日を除く)
- 相談時間 10:00～11:30 13:00～15:30
- 電話相談 予約は不要です
- 面談相談 予約が必要です



電話相談

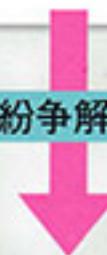
電話予約
面談相談
無料相談
無料

相談時間: 1回当たり30分程度

あっせん解決が有効な場合は
社労士会労働紛争解決センター神奈川を
ご紹介します。

解決

ADR(裁判外紛争解決手続)希望者



社労士会労働紛争解決センター